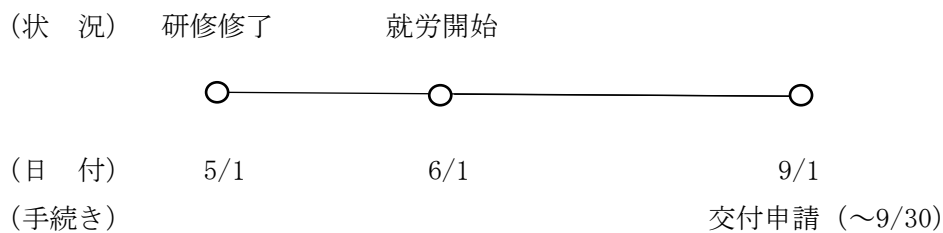


平成 29 年度介護職員初任者研修受講支援補助金の交付申請手続きについて

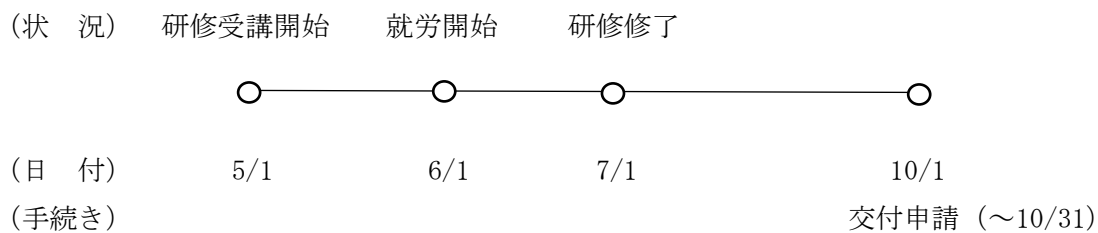
- ・平成 29 年度介護職員初任者研修受講支援補助金については、平成 30 年 3 月 31 日までに交付申請書を提出してください。
- ・申請者は、介護職員初任者研修を修了した後、介護施設等で就労して継続 3 か月を経過した日から 1 か月以内に交付申請書を提出してください。その後、県の交付決定及び額の確定通知書を受領した後、請求書を提出してください。

1 補助対象になる場合

(1) 通常

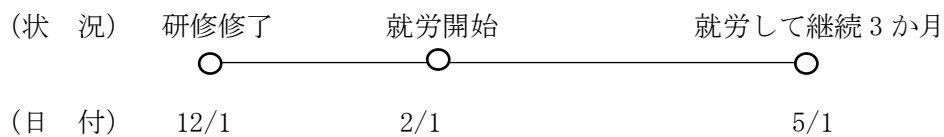


(2) 研修修了前に就労開始した場合



2 補助対象にならない場合

就労を開始したが、年度内に継続 3 か月を満たさない場合



- ※ 2/1 から就労が決まっても、年度内に就労期間が 3 か月に満たないため対象外。
この場合、翌年度に交付申請をすること。